砲兵工廠 職工問題

顛末發表 代表資格

陸軍省では砲兵工廠職工問題に付き[illegible]がありて法理上よりしても[illegible]接見の必要なしとして昨十一日左の如く發表した「七月五日午前安達和、横田兆、外六名[illegible]職工大會に於ける決議として[illegible]時新聞紙上に掲げられたる三ケ條を提出せり陸軍省は砲兵職工に關する[illegible]

[illegible]にして今直に之を撤廢する等の[illegible]議を爲しあらず九時間作業に於て十時間と同一の工賃を支給することは實施し難し[illegible]人は陸軍當局者の過般述べたる如く一[illegible]實に於て四分乃至八分位の割合なり[illegible]を減ずることは[illegible]

第二 [illegible]ことは豫定し得るものにあらず[illegible]を二十時間と爲すの[illegible]

第三 現行[illegible]共濟組合の制度を見るも[illegible]の設あるは[illegible]みならず如何に陸軍に於て職工の福利を計りつゝあるやは推知し得べし組合の職工代表者も議決權を與ふることは現に共濟組合の制度に根本的の變更を加ふるものなるに依り認め難し

なし

陸軍では絶えず 職工優遇に努力

團體運動があつたとて 主義方針は變換しない

[illegible]

面會謝絶と陸相

吉田兵器局長談

十一日夕山梨陸軍大臣[illegible]工問題に關[illegible]より歸京せられたるを[illegible]告するに大臣は[illegible]摘せられ[illegible]表する決意に就き[illegible]予は十三日以後に[illegible]各工廠[illegible]

陸軍側の聲明

砲兵工廠事件

[illegible]

斷じて會はぬ

山梨陸相

所管内勞働問題の談判委員に

[illegible]

我所轄内

[illegible]

職工の

態度が惡い

[illegible]

「誠意を認め得ぬから」 職工と面會出來ぬ

と歸省の山梨陸相語る

「十三日以後[illegible]は[illegible]」

總理大臣[illegible]

[illegible]して面會するに[illegible]が十三日以後に[illegible]持つてゐないのは[illegible]ある陸軍省工廠の職工[illegible]者であらうとも[illegible]施設に付ての[illegible]であるから[illegible]んでも聞くけれども今日[illegible]を見ると何等誠意の[illegible]ないのを[illegible]つた、其の一例を[illegible]

職工の態度を憎み 陸相會見せず

誠意のない行動を執るからだと 筑紫兵器局長は語る

砲兵工廠の職工代表者が三ケ條の要求を携へて再三山梨陸相に會見を求めて居る事件に就ては昨日筑紫兵器局長は語る「昨十一日夕陸軍大臣は郷里神奈川より歸京されたので職工問題に關する今日迄の情況を報告したが大臣は斷乎として面會を拒絶されるさうで『予が十三日以後に於て面會するの意志を有すれば我所轄内たる陸軍各工廠の職工ならざる第三者なりと雖も誠意を以て我陸軍の施設に付て忠言を與へらるゝものあるときは喜んで之を聽取するのであつたが今日迄の行動の跡を見るに何等誠意を認められぬ其の一例を擧ぐれば

總理大臣邸に於て十一日以前には

面會することは能はざるを告げたのに拘らず殊更に集合に便なる日曜日(十日)に面[illegible]を約せしが如く一般の職工諸子に誤れる宣傳をなして(予が十日には郷里神奈川縣の[illegible]

陸相は郷里神奈川より歸京して情況

との發表をしたが昨夕陸軍當局に於て直接面會の要なし[illegible]の要求を[illegible]一週日前に[illegible]會を[illegible]すべき理由全くなし)多數の群衆を動かし示威的脅威行動を敢てなしたる如き全く一點の誠意を[illegible]れた」云々

7.14 飽迄陸相に會見主張

砲兵工廠職工 今朝來尙協議

在東京砲兵工廠の職工代表に對し陸相は十二日『彼等は職工全體の眞の代表にあらず殊に彼等には一片の誠意さへ無い』との理由で面會謝絶の通告を發した所が代表者側では『飽迄大臣に會はねばならぬ』と執拗に[illegible]した結果十四日に大臣に會見すべく陸軍省に押寄せる事を決し今朝來種々協議を進め居る模樣である

誠意なき第三者との 會見は斷然拒絶

兵器廠職工問題に關する 陸相の決意に付局長語る

兵器廠職工問題につき兵器局長は語る昨十一日夕陸軍大臣郷里神奈川より歸京せられたるを以て予は其職工問題に關する今日迄の情況を報告せるに大臣は

斷乎として面會を拒絶

するの決意に付左の如く語られた予が十三日以後に於て會見するの意志を有せしは我所轄内たる限り各工廠の職工ならざる第三者なりと雖も誠意を以て我陸軍の施設に付きて忠言を與へらるゝものあるときは喜んで之を聽取せん[illegible]なりしも今日迄の行動の跡を見るに何等

誠意の

認むべきものなきを知れり其の一例を擧ぐれば予が總理大臣官邸に於て十一日以前には面會すること能はざるを告げたるに拘らず殊更に集合[illegible]

[illegible]と此細な事で口論を始めた挙句四週間を要する打撲傷を負はせた[illegible]が山本[illegible]は鉄で道田を殴打し

べく約せしは已に一週日以前の事なるを以て此の日に面會を約すべき理由全くなし)多數の

群衆を

動かし示威的脅威行動を敢てなしたる如き全く一點の誠意を認むべきものなし此の如き誠意なき第三者に面會する事は所轄内職工多數の福利を増進することに貢献する[illegible]きを確信するを以て茲に斷乎として面會を拒絶することに決したのである」云々

7.16 工廠職工の大示威

陸相に面會を斷念して 會に直接訴へんとす

明日午前十一時三宅坂附近で

砲兵工廠十一工場職工は明十六日午前十一時三宅坂附近に示威運動をなし[illegible]陸相に面會せずして[illegible]會に訴へる筈である

是等の

[illegible]の[illegible]他各工廠[illegible]の如き[illegible]の生活[illegible]ぐる等[illegible]